

## カラオケルーム利用案内

### サークルの登録

#### 利用サークルの登録と更新

- ◇カラオケルームを利用するサークルは、センター管理室にサークル登録申請書を提出してください。申請書には、サークルの会員氏名及びセンター使用証番号が必要です。
- ◇サークルの会員は、一人につき、一つのサークルにしか入ることができません。
- ◇既に登録されているサークルは、年度ごとに登録の更新が必要です。

#### サークルの登録通知

- ◇カラオケルーム利用サークルの登録が完了したときは、**サークル登録済証**を交付します。

### 利用できるコマ数（回数）

カラオケルームを利用する場合、「一つ」のサークルにつき、**ひと月1コマ**(※)を原則とします。

- ※「コマ」とは、カラオケルームの利用につき、「午前」と「午後」の時間帯に区分し、それぞれ「1コマ」とします。

### カラオケルームの使用

#### 使用できる日

- ◇センターの休館日及び管理者が指定する日を除く開館日
- ◇「管理者が指定する日」とは、管理者が使用する日、又は、三箇自治会の各老人クラブがその団体活動で使用する日をいう。
- ◇毎月5日(水曜日にあたるときは翌日)に**翌月に使用できる日の一覧表**を管理室前に掲示します。

#### 使用申込み

- ◇なるべく、サークルの代表者又は副代表者が直接来館の上、「サークル登録済証」を添えてセンター管理室で申込み手続きをしてください。電話、FAX等の申込みは、受付できません。
- ◇「一つ」のサークルにつき、「1コマ」のみの申込みを受付します。

#### 申込受付期間

- ◇使用希望日の前月5日から20日(水曜日にあたるときは翌日)の午後4時まで

#### 使用日の決定・発表

- ◇使用日の決定、発表は、毎月25日(水曜日にあたるときは翌日)の午前10時に管理室前に掲示します。
- ◇同一日に使用希望のサークルが2以上あるときは、「くじ」により決定します。  
なお、「くじ」は、第三者の立会のもと、センター事務局において厳正に行います。
- ◇使用を許可されたサークルには、『**使用許可書**』を発行しますので、使用時に持参してください。

#### 「くじ」に外れたサークルの救済

- ◇「くじ」に外れたサークルのみで、再申込みの順を決める「くじ」を行い、その順位により優先的に再申込みを受け付けます。
- ◇この「くじ」は、使用決定・発表と同時(午前10時)に再申込者自ら「くじ」を引いていただきますので、必ず発表時間までに来館してください。